社会福祉法人伝心会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人　伝心会

社会福祉法人伝心会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）
第１条　この規程は、社会福祉法人伝心会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬」等という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 役員とは、理事及び監事をいう。
(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
(4) 評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。
(5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第１項で定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬の支給）
第３条　この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
２　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
３　常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬等の額の決定）
第４条　この法人の全理事の報酬総額は、年額500万円以内とする。
２　この法人の全監事の報酬総額は、年額10万円以内とする。
３　この法人の理事長の報酬額は、別表１「理事俸給表」に定めるとおりとする。
４　理事長の報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。
５　この法人の常勤理事の報酬額は、別表１「理事俸給表」に定めるとおりとする。
６　各々の理事の報酬額は、理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
７　非常勤理事に対する報酬は、別記１「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
８　各々の監事の報酬は、別記２「監事の報酬」に定める額とする。
９　各々の評議員の報酬は、別記３「評議員の報酬」に定める額とする。

（費用弁償）
第５条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
２　役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）
第６条　常勤役員の報酬等（旅費は除く。）は毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、その日の前においてその日の最も近い日に支給する。
２　非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支払方法）
第７条　報酬は、本人の同意を得て本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むも

のとする。
２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）
第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）
第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則（平成 29 年６月８日規程第２号）
１　この規程は平成 29 年６月８日（定時評議員会の議決日）から施行する。
２　社会福祉法人伝心会役員費用弁償等支給規程（平成６年４月７日規程第 10 号）は廃止する。

附則（令和５年６月 16 日規程第２号）
この規程は令和５年６月 16 日から施行する。

別表１　　理事俸給表

	月額（円）
理　事　長	200,000 円

別記１　非常勤理事の報酬
　理事　理事会出席の都度、謝金として一人一律 6,000 円

別記２　監事の報酬
　監事　監査等出席の都度、謝金として一人一律 6,000 円

別記３　評議員の報酬
　評議員　評議員会出席の都度、謝金として一人一律 6,000 円